

令和8年度 那覇市景観計画改定業務
に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名：令和8年度 那覇市景観計画改定業務
- (2) 履行場所：那覇市全域
- (3) 履行期間：契約の日の翌日から令和9年2月26日(金)まで

業務概要：那覇市景観計画は、『亜熱帯庭園都市なは』をテーマに、本市の自然・歴史・文化等を活かし、美しい風景を守り・育て・創造する景観づくりを次世代へ継承することを目的に、平成23年度、景観法に規定する景観計画として策定されました。

本計画は、長期的な視点が必要なため、計画期間は定められていないものの、策定から15年が経過しており、総合計画等の上位関連計画との整合を図る必要があることや、景観計画区域の首里歴史エリア内にあるニシカタ地区を新たな重点地区に指定することが予定していることから、改定の適期を迎えています。

そのため、これまでの成果と課題を整理したうえで必要な見直しを行い、これからの那覇の個性を活かした景観まちづくりが市民にとって親しみやすく認識されることが求められています。

本業務では、新たに追加予定の重点地区を対象にした住民意見募集調査の実施をはじめ、令和7年度業務成果の改定素案を参考に改定内容の精度を高めたうえで、重点地区の追加を伴う改定案を作成することを目的とする。

予定価格：5,020,000 円（税抜き）

- (4) 最低制限価格：予定価格の7/10以上で設定し、開札後公表する。

※詳しくは、「那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」を参照。別表の業種区分は「土木関係の建設コンサルタント業務」に準ずる。

- (5) 当該競争入札は、紙入札により実施する。
- (6) 資格審査：競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。）
- (5) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 沖縄県内に本店がある法人であること。
- (8) 本業務委託に際し、この公告及び業務仕様書に基づき業務を確実に履行できる者で、平成 28（2016）年度から本業務の公告日までの間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、景観計画関連業務※を完了した実績を有する者であること。
- (9) 直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係）にある以下の技術者を配置できる者であること。なお、管理技術者と担当技術者は兼任することができない。

① 管理技術者

次のいずれかの資格を有する管理技術者で、平成 28（2016）年度から本業務の公告日までの間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、景観計画関連業務※を完了した実績を有する者。

- ・技術士（総合技術監理部門）
- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画）

② 担当技術者

平成 28（2016）年度から本業務の公告日までの間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、景観計画関連業務※を完了した実績を有する者を少なくとも 1 人以上配置すること。

※景観計画関連業務

街なみ環境整備方針の策定又は景観計画策定・改定・見直しに係る業務等とする。

- (10) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する審査を経て、土木関係建設コンサルタントの業種登録を行っている者であること。

3 本案件に関する質問・回答

- (1) 質問書提出期間：令和8年 9月14日（月）から令和8年 9月17日（木）
午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 提出方法：「質問書」を都市計画課へ直接提出するか、FAXで送付すること。

（FAXの場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。また、質問がなければ質問書の提出は不要。）FAX 番号：098-951-3245

- (3) 回答日：令和8年 9月 24日（木）午後5時までに掲載する。

- (4) 回答方法：那覇市都市計画課ホームページに掲載する。

4 入札及び開札日程

- (1) 日 時：令和8年 9月 30日（水）15時00分
(2) 場 所：那覇市役所本庁舎 5階 501会議室
(3) 開札日時：入札終了後、即時行う。

5 資格審査書類の提出と入札参加資格の確認について（落札候補者のみ提出）

- (1) 落札候補者の資格確認

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順に順位付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

- ① 資格審査書類提出の連絡：開札後、速やかに対象業者へ連絡する。
② 提出期限：令和8年 10月 1日（木）午後5時まで
③ 提出先：那覇市都市計画課まで持参すること。

- (2) 入札参加資格の確認結果通知（落札者決定通知）

令和8年 10月 2日（金）までに通知する。

6 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 契約締結時期

落札決定の通知を受けたものは、通知を受けた日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。

8 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第 8 条により免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第 30 条第 6 号イにより免除する。
- (3) 前 金 払：適用しない。
- (4) 部 分 払：適用しない。

9 入札金額に係る消費税の取り扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 その他

- (1) 入札参加者は、業務仕様書、資格審査申請書等を熟読しこれを遵守すること。
- (2) 仕様書、入札説明書、資格審査書類等については、下記的那覇市都市計画課ホームページに掲載する。

11 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（本庁舎 9 階）

那覇市 都市みらい部 都市計画課 都市デザイングループ 担当：宮城、松島

TEL：098-951-3246 FAX：098-951-3245

HP：<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/cityhall/sosiki/sosiki/bukyoku/tosimiraiibu/tokei.html>